

鏡石町農作業省力化支援事業

<事業の趣旨>

農作業の省力化に取り組む農業者等に対し、必要な農作業機械の導入を支援します。

<事業の内容>

1. 補助対象者

・町内に住所を有する農業者等のうち、以下の事業を行う者。

(1) 飼料用米の栽培に新たに取り組む者又は規模を拡大する者。

(2) 多面的機能支払交付金を活用する活動組織の構成員として活動する者。

・補助対象者は、1経営体につき同一年度内1回の申請とする。交付後3年度内は申請出来ません。

2. 補助対象経費

(1) 催芽機など水稻栽培に用いる機械の購入費

(2) チェーンソー又は草刈機の購入費

3. 補助金の額

・購入費用の1/3以内 ※上限30,000円

<事業のイメージ>

草刈り作業の様子



水稻栽培に用いる機械の購入



活動する環境保全会のメンバー